

「情報公開文書」

最終更新日 2025 年 01 月 06 日

受付番号：受付-38246

課題名：リンパ節における脈管構造に関する組織学的研究

1. 研究の対象

2014 年 8 月 31 日～2019 年 8 月 31 日までの間に神奈川県立がんセンターで収集されたりリンパ節病理組織標本

2. 研究期間

2020年02月（倫理委員会承認後）～2030年3月31日

3. 研究目的

リンパ節内の血管がリンパ節外の血管と吻合している事実を病理学的に証明することを目的にする。

4. 研究方法

2014 年 8 月 31 日～2019 年 8 月 31 日までの間に神奈川県立がんセンターで収集されたリンパ節病理組織標本を用いて、同センター内で共同研究者が HE 染色、血管内皮細胞の免疫染色、リンパ管内皮細胞の免疫染色を実施し、解剖学的静脈吻合の存在を検証する。また、転移陽性のリンパ節で静脈吻合が証明された場合には、上皮細胞マーカーの免疫染色を用いて、がん細胞が静脈吻合内へ浸潤する所見を探索する。病理組織学的解析で使用されるデータは匿名化され、神奈川県立がんセンター・東北大学・千葉大学で解析を進める。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

2014年8月31日～2019年8月31日までの間に神奈川県立がんセンターで乳がん、頭頸部等のがんの手術を受けた患者のうち、研究協力への包括同意が書面で得られている方で、かつ、複数のリンパ節が郭清され、転移陽性と陰性の両方のリンパ節のFFPE標本が利用可能な方。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

研究責任者：

東北大学 医工学研究科 腫瘍医工学分野 小玉哲也 教授

研究分担者：

宮城洋平・神奈川県立がんセンター臨床研究所・所長（がん分子病態学部長）

横瀬智之・神奈川県立がんセンター・部長

山口匡・千葉大学フロンティア医工学センター・教授

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

研究事務局：

小玉哲也

東北大学大学院医工学研究科腫瘍医工学分野

〒980-8575

住所 仙台市青葉区星陵町 4-1

TEL 022 717 7583 FAX 022 717 7583

E-mail kodama@tohoku.ac.jp

研究責任者：

東北大学 大学院医工学研究科 腫瘍医工学分野 小玉 哲也

研究代表者：

東北大学 大学院医工学研究科 腫瘍医工学分野 小玉 哲也

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合